

税務と法人



(川口駅東口)

目次

第14回定時総会	2	人手不足時代を勝ち抜く！	
正味財産増減計算書	3	「選ばれる会社」への労務戦略②	10
事業活動報告	4~5	間違い探し	10
事務局長交代のお知らせ	5	一般情報	11
こんにちは	6	第12回税に関する絵はがきコンクール	12
年会費改定のお知らせ	7		
税務署からのお知らせ	8~9		

みんなで回覧しましょう

確認印				
-----	--	--	--	--



ホームページは
こちらから



公益社団法人
西川口法人会

〒332-0015
川口市川口2丁目9番18号201
TEL: 048(258)5811
FAX: 048(258)5813
e-mail: n-hojin@kuf.biglobe.ne.jp



公益社団法人西川口法人会
第14回
定時総会開催

令和8年5月21日(木)川口駅前市民ホールフレンドシアにおいて、公益社団法人西川口法人会第14回定時総会を開催しました。

細田会長の挨拶後、議事に入り、第1号議案「令和7年度収支決算承認の件」、第2号議案「年会費改定(案)承認の件」が諮られ、原案通り承認されました。

報告事項では、理事会承認事項である令和7年度事業報告、令和8年度事業計画並びに収支予算が報告されました。

議事及び報告事項の終了後に西川口税務署署長より感謝状の贈呈や、各種の表彰状、感謝状の贈呈が行われた後、ご来賓代表の方々よりご祝辞を頂戴しました。また、閉会後には懇親会が盛大に開催されました。尚、受賞者は以下の方々です。

(順不同・敬称略)

西川口税務署長感謝状

【事務局】

榎井 信之

加入勸奨特別表彰

【金融機関】

青木信用金庫

西川口支店・戸田支店・飯塚支店

加入勸奨実績表彰

【役員・会員】

◇本会加入勸奨

- ◇青年部会加入勸奨
- 細田 忠良 (株)細田建設
 - 星 宏和 (有)宏和製作所
 - 池水 広武 (株)クレオン
 - 足立 朱美 (有)モモ
 - 細田 貴良 (株)細田建設
 - 今村 仁美 JimboonWeb
 - 藤沼 優美 (株)スクイジープラス
 - 池水 広武 (株)クレオン
 - 足立 朱美 (有)モモ
 - 松原 哲治 (有)松栄塗装
 - 細田 貴良 (株)細田建設
 - 丹野 一城 (有)アーネストジャパン
 - 今村 仁美 JimboonWeb
 - 藤沼 優美 (株)スクイジープラス
- ◇金融機関
- 埼玉りそな銀行 西川口支店
 - 同 蔵支店
 - 川口信用金庫 戸田支店
 - 同 仲町支店
 - 同 芝
 - 同 飯塚
 - 青木信用金庫 芝前川・柳崎支店
 - 同 並木町支店
 - 同 芝支店
 - 同 蔵駅前支店
 - 埼玉縣信用金庫 戸田支店
 - 同 蔵駅前支店
 - 大同生命保険(株) 黒田 麻紀
 - 大野 麻理
 - 永野 朋恵
 - 細沼 喜代子
 - 陳 臣欽

- 福利厚生事業表彰状
- 開平 めぐみ
 - 比留間 陵
 - 岡田 和弘
 - 山形 真也
 - 菊池 一希
 - 株)SC
 - 株)ビジコンネクスト
 - 株)ウィック保険サービス
 - アフラック生命保険(株) 彌永 弥生
 - 株)FPパートナー
- 福利厚生事業感謝状
- 細田 忠良 (株)細田建設
 - 星 宏和 (有)宏和製作所
 - 池水 広武 (株)クレオン
 - 細田 貴良 (株)細田建設
- 【生損保推進員】
- 大同生命保険(株) 黒田 麻紀
 - 陳 臣欽
 - 大野 麻理
 - 初鹿 小雪
 - 島谷 泰浩
 - 株)AIG損害保険(株)
 - 株)AIGパートナーズ(株)
 - 株)総合保険・富士
 - 株)アフラック生命保険(株)
 - 株)三喜ビジネスコーポレーション
 - 株)トリア
 - 株)F・G・ONION

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書（総括表）

公益社団法人西川口法人会

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,250	100	1,150
特定資産運用益	10,491	166	10,325
受取会費	14,863,850	15,020,800	△ 156,950
事業収益	2,230,235	2,301,973	△ 71,738
受取補助金等	16,379,055	15,649,152	729,903
受取負担金	852,860	796,960	55,900
雑収益	784,548	300,179	484,369
経常収益計	35,122,289	34,069,330	1,052,959
(2) 経常費用			
事業費	30,314,971	31,054,664	△ 739,693
管理費	4,121,034	4,213,373	△ 92,339
経常費用計	34,436,005	35,268,037	△ 832,032
評価損益等調整前当期経常増減額	686,284	△ 1,198,707	1,884,991
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	686,284	△ 1,198,707	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	686,284	△ 1,198,712	1,884,996
法人税、住民税及び事業税	101,500	100,100	1,400
当期一般正味財産増減額	584,784	△ 1,298,812	1,883,596
一般正味財産期首残高	28,001,515	29,300,327	△ 1,298,812
一般正味財産期末残高	28,586,299	28,001,515	584,784
II 指定正味財産増減の部			0
受取補助金等	14,616,400	14,026,400	590,000
受取全法連助成金	14,616,400	14,026,400	590,000
一般正味財産への振替額	△ 14,616,400	△ 14,026,400	△ 590,000
一般正味財産への振替額	△ 14,616,400	△ 14,026,400	△ 590,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			0
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	28,586,299	28,001,515	584,784



監査会(4月9日)
会場:西川口法人会事務局



総務委員会(4月9日)
会場:リリア会議室



令和8年度第1回理事会(4月14日)
会場:フレンドピア



青年部会役員会(4月20日)
会場:戸田市商工会館



広報委員会(5月14日)
会場:リリア会議室



女性部会役員会(5月26日)
会場:蕨商工会議所



蕨支部役員会(5月27日)
会場:大作 蕨駅東口店

全国女性
フォーラム
埼玉大会
 開催日:4月16日
 会 場:大宮ソニックシティ



開会挨拶
全国法人会総連合 女性部会連絡協議会
会長 村上康恵



記念講演会
演題:「笑顔のもとに笑顔が集まる」
講師:林家たい平



令和7年度
「税に関する絵はがきコンクール」表彰作品



懇親会 開会挨拶
埼玉県法人会連合会
会長 池田 一義

事業活動報告

公益事業



決算法人説明会(4月7日)
講師:西川口税務署担当官
会場:西川口税務署



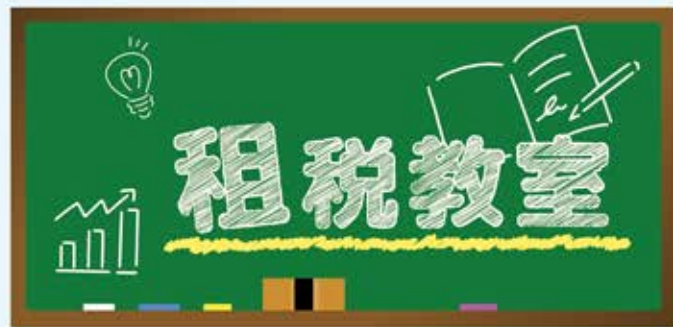
源泉所得税の基礎講座(4月21日)
講師:西川口税務署担当官
会場:西川口税務署



決算法人説明会(5月13日)
講師:西川口税務署担当官
会場:戸田市商工会館



消費税・インボイス制度研修会(5月26日)
講師:西川口税務署担当官
会場:西川口税務署



青年部会租税教室(5月14日)
川口市立芝富士小学校
講師:細田さん(写真)、土屋さん



青年部会租税教室(5月22日)
戸田市立戸田第一小学校
講師:飯島さん(写真)、細田さん、
星山さん、丹野さん、仲井さん



女性部会租税教室(5月25日)
蕨市立塚越小学校
講師:中島さん(写真)、山本さん

新事務局長就任

にれい
楡井信之事務局長の退任により、
すぎもとのりかつ
杉本典克事務局長が就任いたしました。
どうぞよろしくお願いたします。

左) 楡井 前事務局長
右) 杉本 新事務局長



こんにちは! (会員紹介)

住 所

埼玉県戸田市美女木東一丁目4番地17

会社設立

昭和33年(1958年)5月28日

事業内容・会社理念・目標

原電子測器(EDDIO)は、1958年の創業以来、渦流探傷・漏洩磁束探傷を専門に、非破壊検査のための探傷技術と探傷装置を提供している純国産メーカーです。

“「きず」のない社会を実現する”ことをビジョンに掲げ、鉄鋼・非鉄金属の二次加工分野を中心に、国内外のさまざまな製造業のお客様へ累計1,000システム以上を導入してまいりました。

当社の強みは、センサーの巻線から自社で製造を行い、お客様ごとの製造条件や品質要求に合わせた柔軟なカスタマイズに対応できることです。高い検出性能はもちろん、現場での使いやすさや安定稼働、保守性まで考慮した“現場で本当に役立つ探傷装置”をご提供しています。

また、装置を納入するだけでなく、導入検討時の探傷試験や検査方法のご提案、品質保証・品質管理に関するサポートなど、お客様の課題解決に寄り添った対応を大切にしています。

長年にわたり培ってきた経験と技術力を活かし、これからも「現場に寄り添う探傷メーカー」として、日本のものづくり品質向上に貢献してまいります。

出身地・趣味・特技等

北海道富良野市出身、趣味はバイクツーリング



戸田支部



原電子測器株式会社
代表取締役 社長
富田 一臣さん



青年部会



NSG社会保険労務士法人
法人社員
永島 達也さん

住 所 埼玉県戸田市下戸田1-21-11

会社設立 平成5年



会社設立経緯・沿革

平成5年 永島社労行政事務所として開業

令和3年 NSG社会保険労務士法人・NSG行政書士法人として法人化

令和5年 別会社である有限会社永島事務サービスにて、企業型確定拠出年金(企業型DC)の取り扱い開始

事業内容

【社会保険労務士法人】

労務相談、就業規則の作成・見直し、給与計算、採用定着支援等

【行政書士法人(併設)】

建設業・産業廃棄物収集運搬業の許認可申請、会社設立支援等

【有限会社永島事務サービス(併設)】

企業型DC導入支援(経営者及び従業員のための将来の資産形成)

会社理念・目標

「時代の変化に適応した強い中小企業を増やし、支える」

3年前、父が代表を務めるNSGに合流いたしました。

仕事を通じて、地域には魅力ある事業を行い、会社と社員を大切に作る社長が多いと感じています。

一方で、人手不足、採用難、法改正対応、従業員との関係づくりなど、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

私たちは、単なる手続き代行にとどまらず、会社の状況や社長の想いを踏まえ、時代に合った選択肢も提案しながら、会社が前に進むための仕組みづくりを支援します。社長が本業に集中でき、社員が定着して活躍できる会社づくりに貢献していきたいと考えています。

出身地・趣味・特技等

少林寺拳法四段・筋トレ(どちらも最近あまりできていませんが、ここから頑張ります!)



年会費改定のお知らせ

会員の皆さまへ

年会費改定のお知らせ

会員の皆さまには、平素より法人会の事業活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、当会では令和8年5月21日に開催された「第14回定時総会」の決議に基づき、
令和9年4月から年会費を改定させていただくこととなりました。
この度の会費改定は、昭和57年5月に社団法人として発足して以来44年ぶりとなるもの
です。

各種事業の開催につきましては常にコストを意識した運営に努める一方、諸経費削減にも
努めているところではありますが、近年の物価上昇に伴い事業運営経費が増加し、今後の財
務収支は厳しい状況であることから、現行会費による安定的な運営が難しい状況となって
おります。

会員の皆さまにはご負担をおかけすることとなりますが、今後もより良い会員サービスを
提供できるよう努めますと共に、公益法人として地域社会へ貢献して参りますので、何卒ご
理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人西川口法人会
会長 細田 忠良

改定内容（令和9年4月1日より）

会員区分	現行年会費		改訂後年会費
正会員	7,200円	▶	9,600円
系列会社（※）	3,000円	▶	4,000円
賛助会員	7,200円	▶	9,600円

（※）正会員と同一経営者または配偶者及び二親等以内の親族が経営する会社

本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人西川口法人会 事務局 Tel: 048-258-5811

事業者の皆さまへ

令和9年1月から

源泉徴収票の提出方法が変わります

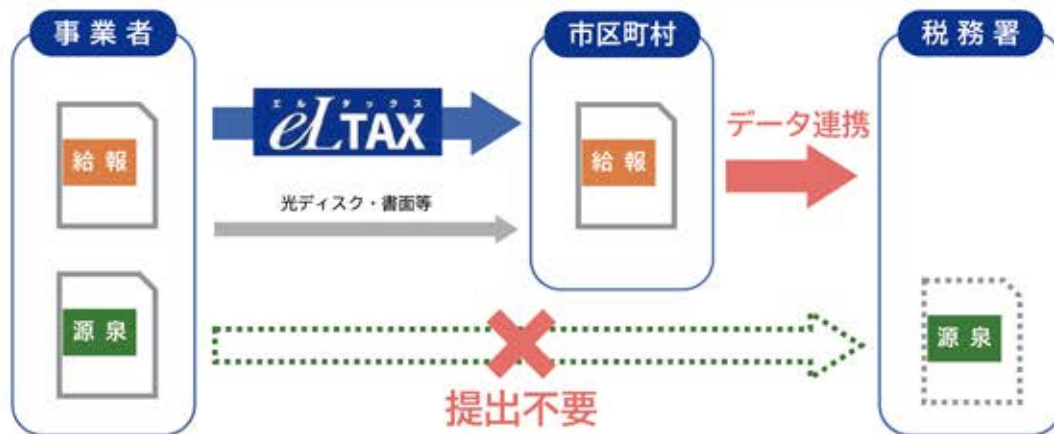
改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります。

つまり・・・

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！



給与支払報告書の提出は **eLTAX** で、業務負担を大幅軽減！



提出先が多すぎて、手間もコストもかかって大変です…！



どうしたらもっと効率的に提出できますか…？



を使えば、

各市区町村へ自動振り分け提出！！



すでに
約 **70%** が
eLTAX を
利用して提出！！



税務署からのお知らせ

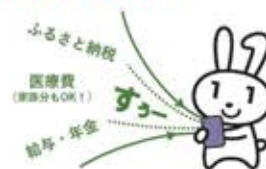
まだまだあります！ **eTAX** で提出するメリット！

✔ **個人住民税特別徴収税額通知** (納税義務者用) を電子データで受けとれます！
従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

✔ **従業員の確定申告がさらに便利に！**

令和9年1月以降、給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため
入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降 **eTAX** が便利になります

- ✔ サービス提供時間の拡大 24時間365日電子申告・電子納付等ができます！※ ※メンテナンス時間を除く
- ✔ GビズIDログイン機能の実装 eTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

Q&A

Q この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

A ※ 法令上、年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより翌年1月末までにそのほかの源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっています。したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても令和9年1月1日以後にそのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべき」として、この改正が適用されます。

Q 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。

※ ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q 従業員が給与情報のマイナポータル連携を利用できるようにしたいです。これまでの、e-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していましたが、今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出することにも問題ありませんか？

A **eTAX** で提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、問題ありません。光ディスクや書面等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。

(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※ 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

制度改正の内容について



(国税庁ホームページ)

eTAXの利用方法について



(eTAXホームページ)

給与情報のマイナポータル連携



(国税庁ホームページ)

人手不足時代を勝ち抜く！

「選ばれる会社」への
労務戦略②



なかの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士
中野 由美子さん

【実践・ツール編】

「うちにはお金も人もない」は本当？

第1回では、古い慣習や不透明なルールが社員の「心の離反」を招くことをお伝えしました。しかし、いざ環境を良くしようと考えても、「大企業のように福利厚生にお金をかける余裕はないし、総務の専任担当すらおけない」と頭を抱える経営者の方は少なくありません。

実は、働きやすさは「お金」をかけなくても作れます。必要なのは、少しの工夫と「便利な道具」の活用です。

■「時間」の柔軟性が最強の定着ツールになる

中小企業だからこそできる工夫の一つが、制度の柔軟性を高めることです。

例えば、年次有給休暇の「時間単位付与」の導入です。1日休むほどではないけれど、「子供の送迎」や「役所の手続き」で2時間だけ中抜けしたいというニーズは非常に高くあります。これを制度化するだけで、育児や介護を担う現役世代にとって、大手上に「辞められない（働きやすい）会社」へと劇的に変わります。

■現場を救う「AI」の具体的事例

ルールを整えるだけでなく、それを社員にどう「伝

えるか」、そして「運用するか」が重要です。ここで、生成AI（ChatGPTなど）が強力な武器になります。

・シフト調整の「不公平感」を解消する

飲食店や製造現場で最も神経を遣うのがシフト組みです。AIに「スタッフAさんは土日不可、Bさんは週20時間以内、Cさんは深夜帯希望」といった条件を入力すれば、数秒でたたき台を作成できます。経営者が「感情」で判断しているという誤解を防ぎ、客観的なデータに基づいた公平なシフト作成が可能になります。

・就業規則を「日常の言葉」に翻訳

堅苦しい法律用語で書かれた規則は、誰も読みません。「慶弔休暇の取り方を、中高生がわかるような平易な文章にして」とAIに指示すれば、社内掲示板ですぐに使える案内文が完成します。

・外国人スタッフへの多言語対応

現場を支える外国人スタッフへのルール説明も、AIを使えば一瞬で自然な多言語に翻訳できます。「言葉の壁による勘違い」から生じる労務トラブルを未然に防ぐことができます。

・1on1面談の記録を自動化

面談でメモを取ることに必死になっていませんか？スマートフォンでAI文字起こしアプリを使えば、記録はAIに任せ、経営者は社員の「顔」を見てじっくり話を聞くことに専念できます。

■「聞く姿勢」こそが最高の福利厚生

AIなどの便利なツールを使って「事務作業の手間」を省くことは、決して手抜きではありません。それは、浮いた時間を使って社員一人ひとりに声をかけ、コミュニケーションの密度を上げるためです。

ルールを明確にし、AIを使ってわかりやすく伝え、困ったときはすぐに相談できる環境を作る。この「いつでも話を聞く姿勢がある」という安心感が、コストのかけられない、中小企業における最高の福利厚生なのです。

仕組みと道具が整ったら、最後は「人」です。

最終回は「教育・定着編」教える時間がない」を卒業する！スマホ動画と伴走型育成方法をご紹介します。

【作者紹介】

神谷一郎（かみや・いちろう）
イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）。

794号の答え

- ①高札の高さ（左上）
- ②髪型（中上）
- ③鼠（たこ）の数（中上）
- ④扇の柄（左中）
- ⑤太陽（左下）
- ⑥獅子舞の竜柄（左下）
- ⑦影（右下）

7つの間違い探し

*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？（答えは次号に掲載します）



防衛特別法人税の創設

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士・行政書士・AFP 山端美徳

リサ 防衛特別法人税が令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、創設されたとのことですが、防衛特別法人税とはどういったものですか？

サキ先生 防衛特別法人税は令和7年度税制改正において、わが国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源を確保するために創設された税金です。

リサ 防衛特別法人税は誰が納めるのですか？

サキ先生 防衛特別法人税の納税義務者は、法人税を課される法人が対象となります。したがって、株式会社や合同会社といった営利法人だけでなく、公益法人・一般社団法人・医療法人や人格のない社団等も含まれます。

リサ 防衛特別法人税はどのくらい課税されるのですか？

サキ先生 課税対象となるのは「基準法人税額」です。基準法人税額とは、課税所得に法人税率を乗じて計算される法人税額です。この基準法人税額から基礎控除額500万円を控除した金額の残額（課税標準法人税額）に4%の税率を乗じて算出します。

リサ 申告はどのような方法で行うのですか？

サキ先生 防衛特別法人税の申告と納付は、通常の法人税の申告期限および納期限と同じで、原則として課税事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告と納付をします。
なお、所得金額が欠損等により基準法人税額が0となる場合や、基礎控除額（年500万円）の控除により課税標準法人税額が0となる場合であっても、防衛特別法人税確定申告書を提出する必要があります。
また、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は防衛特別法人税についても中間申告書を提出する必要があります。

リサ 防衛特別法人税はいつまで課税されるのですか？

サキ先生 防衛特別法人税は、復興特別所得税とは異なり、一時的な臨時税ではなく現状はいつまでかの期間は設けておらず、「当分の間」と規定されています。
また、令和8年度税制改正において、個人向けには令和9年分以後の所得税額に対して1%の防衛特別所得税を新たに課税することとされています。一方で、復興特別所得税の税率が1%引き下げられるため、実質的な負担割合は変わりません。なお、復興特別所得税の課税期間については、当初の令和19年から令和29年までと10年間延長されます。

【筆者紹介】山端美徳(やまはた・よしのり)

国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門、同消費税課などを経て、神奈川県相模原市で税理士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行うとともに、法人会等において印紙税等に関するセミナー講師を行う。著書に「文書類型でわかる印紙税の課否判断ガイドブック」(清文社)、「建設業・不動産業に係る印紙税の実務」(税務研究会)、「間違えると痛い!!印紙税の実務Q&A」(大蔵財務協会)、「税制改正経過一覽ハンドブック」(共著:大蔵財務協会)、「消費税インボイス～常備資料～」(税経)、「印紙税〇×事例集」(税経)がある。

第12回 税に関する 絵はがきコンクール

だいほしゅう 大募集!



税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。



募集内容

- 1. テーマ** 税に関する絵
(例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)
- 2. 応募資格** 小学6年生が対象です。
- 3. 応募点数** 児童1人につき1点とします。

4. 応募方法・応募先

付属の「はがき」または「郵便はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、郵便はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また、色鉛筆やカラーペンなどお好きな描画素材で描いて下さい。文字や標語などの書き入れも可とします。
(応募先・お問い合わせ先)
〒332-0015
埼玉県川口市川口2-9-18 喜栄ビル201
公益社団法人西川口法人会女性部会
TEL 048-258-5811
URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/nishikawaguchi/>



5. 応募締切

令和8年9月15日(火)

6. 審査

全ての応募作品を複数の審査員により公正に審査を行い選定いたします。

7. 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知いたします。なお、優秀作品につきましては公益財団法人 全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

- 【最優秀賞】西川口法人会女性部会長賞 1名
- 西川口税務署長賞 1名
- 埼玉県川口県税事務所長賞 1名
- 市長賞(川口市、戸田市、蕨市)各1名 計3名
- 教育委員会教育長賞(川口市、戸田市、蕨市)各1名 計3名
- 租税教育推進協議会長賞(川口市、戸田市、蕨市)各1名 計3名
- 関東信越税理士会西川口支部長賞 1名
- 西川口法人会長賞、青年部会長賞 各1名 計2名
- 西川口法人会支部長賞(西川口、戸田、蕨)各1名 計3名
- 審査員特別賞 1名
- 学校賞(応募率により金賞、銀賞、銅賞)

8. 注意事項

- 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
 - 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
 - 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
 - 応募者の個人情報は入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。
 - 応募作品は、未発表のオリジナル作品に限り、なお、他の作品と類似したと認められる作品は、入賞決定後であっても取り消す場合があります。
- (主催) 公益社団法人西川口法人会女性部会
公益財団法人 全国法人会総連合
- (後援) 国税庁
埼玉県川口県税事務所、川口市、戸田市、蕨市
川口市、戸田市、蕨市教育委員会
川口市、戸田市、蕨市租税教育推進協議会
関東信越税理士会西川口支部



駅前教習所 JR埼京線戸田駅より 徒歩3分

埼玉県公安委員会指定

埼玉とだ自動車学校

TEL/048-442-5550 FAX/048-442-6607
URL/<http://www.toda-drive.com/>

PH9.5 アルカリ源泉

飲む 観音温泉

営業品目 高級絶加工全般、プレスコート(油性・水性)
PR貼、高級塩ビウエット貼、ウエット窓貼等

株式会社 トツキヨ

〒335-0031 戸田市美女木向田1137
電話 048(422)7119(代)
FAX 048(422)7269